

令和4年度 新居浜市特別奨学生募集要領

1 出願資格

3年以上新居浜市に居住する人の子弟で、大学院（修士課程または博士課程）に在学する人または海外の大学に在学する留学生であり、次の各号すべてに該当する人

- (1) 学業が優秀で中正妥当な性格で特に研究熱心な人
- (2) 留学生は、高等学校卒業者で30歳未満の人
- (3) 学資が乏しく修学困難な人
- (4) 身体が健康な人
- (5) 他の育英または奨学等の趣旨による学資の給付または貸与を受けていない人
- (6) 新居浜市に住所を有する連帯保証人が2人（親権者・後見人等1人および親権者・後見人等とは別の生計を営む成年者1人）いる人

2 貸付け・給付額及び期間

- (1) 貸付け・給付額 月額 30,000円
(貸付金20,000円 給付金（返還不要）10,000円)
- (2) 貸付け・給付期間 5年（修士課程及び留学生は2年）

3 募集人員 2人

4 願書受付期間

令和4年3月1日（火）から4月6日（水）まで
（土・日・祝日を除く 8：30～17：15）

受付窓口：新居浜市教育委員会事務局 学校教育課（本庁5階）

5 出願に必要な書類（各1部）

- ①奨学生願書
- ②奨学生推薦調書
- ③源泉徴収票または確定申告の写し（同一世帯内で収入がある人の全員分が必要）
- ④個人情報確認同意書

（※本人確認書類（裏面参照）を添えて提出することにより、新居浜市が発行する住民票や税関係書類の添付を省略できます。同意書を提出されない場合は、次の書類の提出が必要です。）

<④個人情報確認同意書を提出されない場合の必要書類>

必要書類	注意事項	交付場所
住民票	世帯全員分、続柄記載のあるもの	市役所1F市民課、各支所
納税証明書	同一世帯内で収入がある人の全員分が必要	市役所2F税務総合窓口、各支所
令和3年度（令和2年分） 市県民税所得・課税証明書	他に収入状況を証明する書類がない場合などは必要	

※①、②、④の様式は学校教育課窓口で配布または学校教育課HPからダウンロードできます。
<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/syougakukin.html>

（裏面に続く）

本人確認書類とは…？

「個人情報確認同意書」に記載された人のうち、成年者全員について本人確認書類の写しの提出が必要です。

1点でよい本人確認書類（官公署発行の顔写真付きの身分証明書）

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード など

2点以上必要な本人確認書類（下のAから2つ、またはAとBから1つずつ）

A：健康保険証、介護保険証、年金手帳 など

B：社員・学生証、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、診察券 など

6 奨学生の決定

令和4年5月上旬に開催予定の定例教育委員会で決定し、結果通知を郵送します（選考は、家庭状況・収入状況等により総合的に判断します）。

採用された場合、契約には連帯保証人2人の署名・押印（印鑑登録証明書の印）が必要です。詳細は結果通知書とともに送付する説明文書をご参照ください。

7 奨学金の貸付時期（予定）

4～6月分・・・ 6月20日（次年度からは4月20日）

7～9月分・・・ 7月20日

10～12月分・・・ 10月20日

1～3月分・・・ 1月20日

※貸付日が土、日、祝日にあたる場合は、金融機関の直前の営業日となります。

8 奨学金の返還

(1) 卒業後満1年後から10年以内に半年賦または年賦によって返還していただきます。

(2) 貸付けは無利子ですが、正当な理由なく期限内に返還されない場合は、民法に規定する法定利率（令和4年2月現在：年3%）の割合で遅延利息が課せられます。

(3) 連帯保証人は奨学生と同等の債務責任を負いますので、奨学生が返還を怠った場合などは連帯保証人に返還していただきます。

9 注意事項

(1) 他の奨学金（日本学生支援機構奨学金など）の申請をしている人でも、新居浜市特別奨学資金の申請をすることは可能です。ただし、併給はできませんので、新居浜市特別奨学資金が採用になり、他の奨学金も採用になった場合は、どちらかを辞退していただきます。

(2) 申請書の記入は必ずボールペンを使用し、消すことができるペンや修正液などは使用しないでください。

(3) ご提出いただいた書類は原則返却いたしませんので、ご了承ください。

(4) 保護者が新居浜市外へ転出した場合は、奨学金は廃止となり、翌月から返還が開始されます。

<問い合わせ先> 新居浜市教育委員会事務局 学校教育課（本庁5階） 奨学金担当
〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
TEL：0897-65-1301

